

(知的障害者福祉法施行規則の一部改正)
第五条 知的障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条から第三十八条までを削る。

第三十九条中、「法」を「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)」に改め、同条を第一条とする。

第四十条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三条 法第三十一条第一項の規定により、法第十四条第四号に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

2 法第三十一条第二項の規定により、前項に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

第四十一条から第四十四条までを削る。

第四十五条を第四十条とする。

第四十六条及び第四十七条を削る。

別表第一号から別表第五号までを削る。

附則

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(様式の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を利用して

いる者が、障害者自立支援法施行規則第七十一条の申請を行う場合には、当該精神障害者社会復帰施設の利用の状況を申請書に記載するものとする。

○厚生労働省令第六十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準等の廃止)

第一条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)

二 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号)

三 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号)

四 身体障害程度区分に関する省令(平成十四年厚生労働省令第九十八号)

五 知的障害程度区分に関する省令(平成十四年厚生労働省令第九十九号)

六 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十二号)

七 支援費の請求に関する省令(平成十五年厚生労働省令第四十三号)

(支援費の請求に関する省令の廃止に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた支援費の請求に関する省令第一条第一項に規定する支援費及び同条第二項に規定する特定入所者食費等給付費の請求については、なお従前の例による。

(健康保険法施行規則の一部改正)

第三条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一号中、「第二十一条の九第二項」を、「第二十条第二項」に改め、給付の下に、「又は同法第二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同条第三号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第九十九条第一号中、「第二十一条の九第二項」を、「第二十条第二項」に改め、給付の下に、「又は同法第二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同条第二号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百零一条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百零二条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百零三条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百零四条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百零五条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百零六条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百零七条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百零八条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百零九条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百一十条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百一十一条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百一十二条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百一十三条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百一十四条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百一十五条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百一十六条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百一十七条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百一十八条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百一十九条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百二十条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百二十一条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百二十二条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百二十三条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百二十四条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百二十五条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百二十六条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百二十七条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百二十八条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百二十九条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百三十条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百三十一条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百三十二条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百三十三条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百三十四条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百三十五条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百三十六条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百三十七条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百三十八条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百三十九条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百四十条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百四十一条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百四十二条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百四十三条第一号中、「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。